

しながわ タブレットサービス契約約款

第1節 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、当社の定める「しながわ タブレットサービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、タブレットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を、当社とタブレットサービス契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
タブレット端末	当社が選定を行い提供するタブレット端末
Wi-Fiタブレット	無線LAN接続に対応したタブレット端末
SIMフリータブレット	SIMカードのロック（キャリアや機種ごとの制限）が解除されているタブレット端末
サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
コンテンツ	本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
ホームアプリ	当社および日本デジタル配信株式会社が管理・運営するアプリケーション「any tagpad App」による、地域・生活情報をポータル化して提供するサービス
提携事業者	当社と提携し、本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
当社や提携事業者の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
ソフトウェア	当社や提携事業者の通信設備とデータ通信を行うため、または各種情報を表示するためタブレット端末に搭載されたシステム
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（サービス品目）

本サービスの提供するサービス品目は、次のとおりとし、そのサービス内容については、別表の1. に定めるとおりとします。

- (1) ホームアプリ+端末（Wi-Fiタブレット）
- (2) ホームアプリ+端末（SIMフリータブレット）

2. 当社は、サービス品目またはサービス内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条（本サービスの内容）

本サービスは、当社および日本デジタル配信株式会社（以下「JDS」といいます。）より提供するホームアプリ「any tagpad App」を、タブレット端末を介してご利用いただく情報提供サービスです。

2. 本サービスの利用に際しては、本サービスの利用契約と同時に、当社が別途定めるホームアプリ利用規約に基づくホームアプリ契約（以下「ホームアプリ契約」といいます。）およびケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約に基づくケーブルテレビ品川とことんサポート利用契約（以下「とことんサポート利用契約」といいます。）の締結が必要となります。
3. 本サービスの利用に際しては、本約款のほか当社が別途定めるホームアプリ利用規約、ケーブルテレビ品川とことんサポート利用規約、その他の利用条件等を遵守するものとします。
4. 本サービスは、タブレット端末、および対象OSの環境下でのみ利用できるものとします。
5. 本サービスは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。それ以外の環境下でご利用の場合、本サービスは正常に動作いたしません。
6. 本サービスは、加入者および同居の家族のみで利用することができるものとし、第三者に再利用許諾、譲渡または契約上の地位を承継することはできません。
7. 本サービスの提供区域は、別途当社が定める「ケーブルインターネットサービス契約約款」により規定されるケーブルインターネットサービスの提供区域内に限ります。ただし、当社が特に認める場合はこの限りではありません。

第2節 利用契約

第6条（契約期間）

契約期間は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）に定めるタブレット端末の利用開始日が属する月の翌月から24ヶ月間とします。契約期間満了後、タブレット端末の所有権は当社から加入者に移転し、加入者から解約の申し出がない限り、加入者とは、第5条第2項に定めるホームアプリ契約およびとことんサポート利用契約が継続するものとします。なお、この場合、別表の2. に定める契約事務手数料は発生しません。

第7条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款および提携事業者が別途定める規約・利用条件等を承認のうえ、当社所定の書類に次の事項を記載して当社に提出するものとします。なお、これらの書類に加え、申込者および加入者の本人確認書類を提出していただく場合があります。

- (1) 申込者および加入者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
- (2) 利用を希望する端末と台数
- (3) その他利用契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第8条（申し込みの承諾）

当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - （1）申込者が料金、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - （2）申込者が本約款に違反するおそれがある場合
 - （3）申し込み内容に虚偽の記載がある場合
 - （4）本サービスの提供が著しく困難である場合
 - （5）その他、利用契約の締結が不相当と当社が判断した場合
3. 前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第9条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3. 利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日を本サービスの利用開始日と定めます。また、第10条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定によりサービス品目が追加されたときを当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第3節 契約事項の変更

第10条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2. 加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
3. 加入者は、第4条（サービス品目）に規定するサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 加入者は、加入者が第4条（サービス品目）に規定するサービス品目を複数利用している場合、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。なお、ホームアプリのみの解約をすることはできません。
5. 当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
6. 第2項から第4項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第9項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
7. 本サービスを利用する加入者は、第4項に規定する請求を当社が承諾する場合で、かつ、各端末の契約期間が満了することなく当該サービス品目の解約が行われる場合、加入者は別表の4. に定める解約料金を支払うものとします。
8. 当社は、第5条（本サービスの内容）第7項の規定に準じ、提供区域外への住所変更請求を承

諾しない場合があります。この場合、当該加入者は本サービスを解約するものとし、なお、本サービスの契約期間が満了することなく解約が行われる場合、加入者は別表の4. に定める解約料金を支払うものとし、

9. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとし、

第11条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 加入者の改称
 - (2) 承継
 - (3) 譲渡
2. 前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとし、
 3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとし、
 4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとし、

第12条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、第11条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第4節 本サービス提供の停止等

第13条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、本サービスの提供を制限することがあります。なお、本サービスの提供を制限したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとし、

2. 当社は、前項により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。なお、加入者の希望による本サービスの停止を行うことはできません。

- (1) 料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合
 - (2) 当社所定の書類に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) 第25条（加入者の維持責任）の規定に違反したと当社が認めた場合
 - (4) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 15 条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- （１）本サービスのシステムの保守点検、更新、その他メンテナンス等を行う場合
- （２）火災、停電、天災地変等これに準ずる事態が発生した場合
- （３）本サービスの提供が困難なシステムのトラブルが発生した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、その理由、実施期日および実施期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 5 節 利用契約の解除

第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）

加入者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約の解約日として取り扱います。また、当該契約の解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、タブレット端末については、本サービスの利用終了日に加入者に譲渡するものとします。
3. 加入者は、利用開始日の属する月（以下「利用開始月」といいます。）の翌月から 24 ヶ月以内に利用契約を解約する場合、その利用期間に応じ、別表の 4. に定める解約料金を支払うものとします。
4. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第 17 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第 14 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、停止後速やかにその原因となった事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、加入者が第 14 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、前 2 項の規定にかかわらず、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前各項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 第 1 項ないし第 3 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、タブレット端末については、本サービスの利用終了日に加入者に譲渡するものとします。
6. 加入者は、利用開始月の翌月から 24 ヶ月以内に当社から利用契約を解除される場合、当社に対しその利用期間に応じ、別表の 4. に定める解約料金を支払うものとします。

第 6 節 ID およびパスワード

第 18 条（ID およびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い、加入者に ID を付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 加入者は、ID およびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、ID およびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該 ID によるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第 17 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者は ID とパスワードを利用する権利を失うものとします。

第 7 節 料金等

第 19 条（料金等）

料金等は、別表に定めるとおりとします。

2. 加入者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
3. 当社は、別表に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の 1 ヶ月前までに、当社ホームページでの掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第 20 条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第 19 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第 10 条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 19 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、サービス品目の利用料金の支払い義務は、第 9 条（利用契約の成立と利用開始日）第 3 項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、一時金の支払い義務は、第 9 条（利用契約の成立と利用開始日）第 3 項に規定する利用開始日あるいは第 10 条（加入申込書記載事項の変更）の規定によりサービス品目の変更、追加した時は、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
4. 加入者は、本サービスの提供の一時中断を行うことはできないものとします。本サービスの利用の一時中断の場合は解約となり、契約期間に応じて別表 4. に定める解約料金の支払いを要します。
5. 第 14 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、提供停止があった場合は、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。
6. 当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続した場合は、対象となる加入者に対し当該月の料金の支払い義務を免ずるものとします。

第 21 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3. 加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 加入者は、当社が本加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指

定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。

第 22 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第 17 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第 17 条（当社が行う利用契約の解除）第 5 項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第 23 条（遅延損害金）

加入者は、料金その他利用契約に関し当社に対して負うべき債務の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 8 節 タブレット端末

第 24 条（タブレット端末の貸与）

加入者は、タブレット端末を別表の 1. に定める月額利用料を支払うことで貸与を受けることができます。この場合において、貸与するタブレット端末の数は、1 世帯の利用契約につき 5 台までとします。なお、契約期間満了後、タブレット端末の所有権は当社から加入者に移転するものとします。

2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するタブレット端末を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。
3. 加入者は、当社が必要に応じて行うタブレット端末のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第 25 条（加入者の維持責任）

加入者は、タブレット端末を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。

2. 加入者の故意または過失によりタブレット端末に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第 26 条（タブレット端末の修理・交換）

加入者は、タブレット端末に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 当社は、前項の通知を受領後、タブレット端末の故障または毀損等が確認された場合、正常なタブレット端末（以下「代品」といいます。）を提供し、その代品を当社指定業者が本サービスの利用可能な状態にして設置するものとします。なお、加入者は、故障または毀損したタブレット端末にインストールされたデータが消去されることがあることを了承するものとします。
3. 前項において提供する代品は、故障または毀損品と同一機種またはほぼ同等の機能を有する新品または再生品とします。
4. 当社は、タブレット端末が利用開始となった日から 12 ヶ月間保証（以下「保証期間」といいます。）するものとし、この保証期間内に故障、毀損等が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がタブレット端末を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。なお、この場合、当該タブレット端末の保証期間および契約期間は、延長されな

いものとしてします。

5. 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には有償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとし、交換による再契約の場合は、当該タブレット端末の保証期間および契約期間は、それぞれ新たに発生するものとしてします。なお、修理料金は別表の5. に定めるとおりとし、交換による再契約の場合は契約期間に応じ別表の4. に定める解約料金を支払うものとしてします。
 - (1) 当該タブレット端末の保証期間を経過した場合
 - (2) 加入者の故意または過失による場合
 - (3) 加入者がタブレット端末を本来の用法に従って使用していなかった場合
 - (4) 加入者が当社の貸与したタブレット端末を第三者に譲渡した場合
6. 第4項および前項において修理となる場合、加入者は修理完了後に代品と修理品を再度交換するものとしてします。
7. 第4項および第5項において交換となる場合、加入者は原則、代品と交換品を交換するものとしてしますが、当社の判断に基づき、代品の所有権を移転し、当該代品を引き続き利用することもあることに合意します。

第27条（タブレット端末の滅失、紛失、盗難等）

タブレット端末が滅失、紛失、または盗難された場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとしてします。なお、この場合、加入者は契約期間に応じて別表の4. に定める解約料金を支払ったうえで、タブレット端末を再契約するものとしてします。

第28条（本サービス不具合時の対応について）

加入者は、本サービスに不具合が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとしてします。

第9節 雑則

第29条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとしてします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとしてします。

第30条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとしてします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとしてします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとしてします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第31条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が第32条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次

の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(1) 第32条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるように要求します。

(2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。

(3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。

(4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第32条(禁止事項)

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (3) コンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します)、逆コンパイル、逆アセンブルそのほかこれらに類する行為
- (4) コンテンツの全部または一部を複製、翻案する行為
- (5) コンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他の利用をする行為
- (6) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (7) 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (8) 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (9) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (10) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (11) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (12) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (13) 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (14) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (15) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (16) 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (17) 第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (18) 本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (20) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (22) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段

- 等を紹介するなどの行為
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - (24) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (25) 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
 - (26) 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
 - (27) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

第 33 条（加入者の義務）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、加入者のタブレット端末内に保管されたデータについて全ての責任をもち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (3) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (4) 加入者は、本サービスで提供するコンテンツの全てをダウンロードおよびインストールすること

第 34 条（著作権）

加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第 35 条（損害賠償の免責）

当社が第 17 条（当社が行う利用契約の解除）、第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）、第 13 条（当社が行う本サービス提供の制限）、第 14 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 15 条（当社が行う本サービス提供の休止）、第 37 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を解除、解約、制限、停止、休止、廃止したことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

- 2. 第 11 条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 3. 本サービスにより提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。加入者およびその他の第三者が、本サービスにて提供される情報に基づいて行った活動によって加入者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 4. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- 5. 加入者が、第 30 条（機密保持）第 1 項、第 32 条（禁止事項）、第 33 条（加入者の義務）および第 34 条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 6. 第 17 条（当社が行う利用契約の解除）および第 16 条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約が解除または解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
- 7. 当社は、加入者のタブレット端末に保管されたデータについて一切責任を負わないものとし

ます。また、加入者は、利用契約が終了した際には、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに本約款に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

8. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切責任を負わないものとします。また、本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。

第 36 条（特約事項）

当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第 29 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するタブレット端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。

2. 当社は加入者に対し、本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとします。また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報（以下「付加情報」といいます。）を、加入者に対して配信することができるものとします。なお、当社は加入者に対して、付加情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何らの責任および義務を負いません。

第 37 条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。なお、本サービス廃止後においても、基本サービスの契約は継続されるものとします。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第 38 条（本サービス提供の終了にともなう当社の責任等）

利用契約の終了にともない、本サービスの提供が終了したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 利用契約が終了した場合、加入者はいかなる理由においても本サービスを使用することはできません。また、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに本約款に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

第 39 条（関連法令の遵守）

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 40 条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 41 条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則 本約款は、2017 年 3 月 1 日より施行します。

別表（本表に記載する金額は、全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1. サービス品目・内容と月額利用料金

サービス品目	サービス内容	月額利用料金 (*3)	
		対象サービス加入者 (*1)	対象サービス未加入者 (*2)
ホームアプリ+端末 (Wi-Fiタブレット)	Wi-Fi対応タブレット1台 ホームアプリ機能	1,800円	2,300円
ホームアプリ+端末 (SIMフリータブレット)	SIMフリー対応タブレット1台 ホームアプリ機能	1,800円	2,300円

(*1) 別表の3. のいずれかを利用している本サービス加入者とします。

(*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス加入者とします。

(*3) とことんサポートの同時契約により、契約期間の24ヶ月間はしながわ タブレットサービスの月額利用料金から月額500円割引きます。

2. 契約事務手数料

新規申し込み時、再契約時、サービス品目の変更・追加時に発生します。

区分	単位	料金
契約事務手数料	1契約ごと	3,000円

3. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目等
ケーブルテレビジョンサービス契約約款	マックス ビッグ アルファエース ミニ デジタルスーパーHD デジタルスーパー デジタルベーシック HD デジタルミニ 施設利用サービス
ケーブルインターネットサービス契約約款	かっとびメガ160 かっとびワイド かっとびプラス かっとびジャスト エコノミー アタックプラス アタックエクスプレス アタックプレミア しながわ光 マンションVDSLタイプ しながわ光 マンションLANタイプ しながわ光 ホームタイプ
かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス契約約款	かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス
ケーブルプラス電話利用規約	ケーブルプラス電話
インテリジェントホーム契約約款	インテリジェントホーム

約款・規約名	サービス品目等
しながわ テレビ・プッシュ契約約款	しながわ テレビ・プッシュ
しながわ データSIM契約約款	データ専用SIM 端末（スマホタイプ） 端末（ルータータイプ）

4. 解約料金

利用開始月					
43,200 円/台					
1 ヵ月目 (*)	2 ヵ月目	3 ヵ月目	4 ヵ月目	5 ヵ月目	6 ヵ月目
41,400 円/台	39,600 円/台	37,800 円/台	36,000 円/台	34,200 円/台	32,400 円/台
7 ヵ月目	8 ヵ月目	9 ヵ月目	10 ヵ月目	11 ヵ月目	12 ヵ月目
30,600 円/台	28,800 円/台	27,000 円/台	25,200 円/台	23,400 円/台	21,600 円/台
13 ヵ月目	14 ヵ月目	15 ヵ月目	16 ヵ月目	17 ヵ月目	18 ヵ月目
19,800 円/台	18,000 円/台	16,200 円/台	14,400 円/台	12,600 円/台	10,800 円/台
19 ヵ月目	20 ヵ月目	21 ヵ月目	22 ヵ月目	23 ヵ月目	24 ヵ月目
9,000 円/台	7,200 円/台	5,400 円/台	3,600 円/台	1,800 円/台	無料

(*) 利用開始月の翌月のことをいいます。

5. 修理料金

別途見積

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。